

## 随意契約理由書

件名	営業所勤務管理システム 機器更新
契約の相手方	NECネクサソリューションズ株式会社 関西支社 支社長 伊藤 幸夫
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14（第1項第2号に該当）

### 随意契約の理由

営業所勤務管理システムは、自動車乗務職員の勤怠管理を目的に、平成26年度より運用を開始しているシステムである。本システムは、日本電気株が構築し、システム導入時より当該事業者をシステム保守等の委託先としていたが、日本電気株内の事業領域見直しに伴い、当該業務の全てがグループ内会社である本契約相手方へ移管された。

当該システムを構築した者以外の者に施行させた場合、システムが原因となる故障が生じた際、瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等、密接不可分な関係にある保守を含む契約である。当該設備の維持管理を円滑に運用していくには、営業所勤務管理システムのシステム・ソフトウェア構築を熟していることが必要不可欠であり、上記業者以外では、設備についての知識やノウハウがなく、部品・材料の入手において調達・設定できない。

以上の理由により、当該業務は上記業者しか履行できないため、随意契約を締結する。

担当部署 (問合せ先)	交通局職員課(電話番号 外線:984-0112)
----------------	--------------------------